



熊本県公報

第13445号
令和7年(2025年)
6月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

○土地収用法による収用又は使用の手続開始	(用地対策課)	1
○定期種畜検査報告	(畜産課)	2
○定期種畜検査報告	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	3
○道路の区域変更	(道路保全課)	5
○道路の区域変更	(〃)	6
○漁船保険義務加入同意の承認(滑石加入区外7加入区)	(団体支援課)	6
○障害者総合支援法の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止	(障がい者支援課)	6
○熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改正する要綱	(監理課)	6
○特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査	(産業支援課)	6
○道路の区域変更	(道路保全課)	7
○道路の供用開始	(〃)	7
公 告		
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	8
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課)	8
○土地改良区の定款変更の認可	(〃)	8
○土地改良区の役員の住所変更	(〃)	9
○道路の位置の指定	(建築課)	9
○道路の位置の指定	(〃)	9
○道路の位置の指定	(〃)	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	9
○公共測量の終了	(監理課)	10
○公共測量の実施	(〃)	10
○熊本県下水道事業業務報告の公表	(下水環境課)	10
登 載 依 頼		
○環境影響評価書の縦覧	(山都太陽光発電所合同会社)	13
○交通流監視テレビシステム装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札参加資格等	(警察本部交通規制課)	13
○交通流監視テレビシステム装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札の実施	(〃)	14
○道路情報板改修工事に伴う条件付一般競争入札の実施	(熊本県道路公社)	18
○第1回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の開催	(環境審議会)	23
○第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の開催	(〃)	23

告 示

熊本県告示第512号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和7年(2025年)6月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 熊本都市計画道路事業1・4・6号中九州横断道路大津熊本線
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県合志市大字御代志字宅地地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 なし
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県合志市役所

熊本県告示第513号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者	
5月20日 (火)	11360061991 11622712838	2頭	肉用牛	2級	(株)帆保畜産	
5月29日 (水)	11478230883	1頭		特級	熊本県農業研究センター	
	11409512279	41頭		肉用牛		1級
	11352247563					
	11353657613					
	11501001206					
	11465042512					
	11381197082					
	11381197310					
	11556659940					
	11433977518					
	11351059303					
	11529983089					
	11369270776					
	11349054167					
	11374266368					
	11565376890					
	11349054808					
	11605260684					
	11622384745					
	11634219271					
	11349054945					
	11363697968					
	11521043170					
	11521062614					
	11363698200					
	11368598598					
	11650015390					
	11368961491					
	11368598925					
	11664399158					
	11621304232					
	11391039402					
	11431362989					
11626497380						
11404889482						
11425434609						
11414161462						
11368962092						
11690307547						
11645391348						
11675762897						
11667791850						
32443020004	5頭	豚	2級			

32543020001				
32543020002				
32543020003				
32543020004				
11425444707	1頭	肉用牛	2級	中原 誠喜

熊本県告示第514号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者	
5月27日 (火)	11351057484	1頭	肉用牛	1級	株式会社 中島牧場	
	11398176063 11577670559	2頭	肉用牛	1級	農事組合法人 狩尾牧場	
5月28日 (水)	11397962957 11602461701 11397963961 11393265816	4頭	肉用牛	1級	一般社団法人 家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	
	11613751709 11372595620	2頭		2級		

熊本県告示第515号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 岳寿会	Villa Baikouen	阿蘇郡高森町高森3175番地	令和7年（2025年）7月1日	通所介護

熊本県告示第516号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米ノ山	高森町尾下	別図のとおり	土石流

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第517号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高森川4	高森町高森 高森町上色見	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
高森川5	高森町高森 高森町上色見	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
上在	高森町高森	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
中山川3	高森町高森	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
川上川-3	高森町野尻	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
百刈	高森町尾下	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
米ノ山	高森町尾下	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
片山1	高森町尾下	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
片山2	高森町尾下	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
永野1	高森町津留	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
永野2	高森町津留	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
永野3	高森町津留	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
山付2	高森町津留	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
神原	高森町津留	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
色見	高森町色見	別図15とおり	急傾斜地の崩壊	別図15とおり
高尾野6	高森町矢津田	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
高尾野7	高森町矢津田	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
高尾野8	高森町矢津田	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
高尾野9	高森町矢津田	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
高尾野10	高森町矢津田	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

赤羽根1	高森町矢津田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
赤羽根2	高森町矢津田	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
赤羽根3	高森町矢津田	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中村3	高森町中	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中村4	高森町中	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
尾崎1	高森町中	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
尾崎2	高森町中	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
今村2	高森町中	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
祭場2	高森町中	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
胡桃原3	高森町野尻	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
胡桃原4	高森町野尻	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
胡桃原5	高森町野尻	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
水上2	高森町野尻	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
井上1	高森町野尻	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
井上2	高森町野尻	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
小津留	高森町野尻	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

(別図1から別図36までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第518号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年(2025年)6月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年(2025年)6月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字松下 576番1地先から 同所 576番1地先まで	前	4.6 ～ 5.4	40.0	単道改
			後	4.6 ～ 10.9	40.0	

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)6月27日

熊本県告示第519号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）6月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠字鷹羽重 1566番1地先から	前	4.5 ～ 9.5	305.0	活力創 出基盤 交付金
		同所 1563番1地先まで	後	6.2 ～ 14.9	314.0	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）6月27日

熊本県告示第520号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、下記加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

記

（加入区）
滑石、大浜、横島、河内、松尾、日奈久、津奈木、島子

熊本県告示第521号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ニチイケアセンター玉名 玉名市滑石2621番地1	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 四丁目6番地 中川 創太	重度訪問介護	令和7年（2025年）7月31日

熊本県告示第522号
熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和7年6月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改正する要綱
熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱（平成14年熊本県告示第124号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「250万円」を「400万円」に改める。
附 則
この要領は、令和7年7月1日から施行する。

熊本県告示第523号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町
- 3 検査日等

検査日（令和7年（2025年））	検査受付時間	検査場所
8月5日（火）	午前10時から午後3時まで	長洲町町民研修センター
8月6日（水）	午前10時から午後3時まで	荒尾市大島浄化センター
8月7日（木）	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
8月8日（金）	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
8月18日（月）	午前10時から午後3時まで	J A たまな 南関供給センター
8月19日（火）	午前10時から午後3時まで	和水町役場 三加和総合支所
8月20日（水）	午前10時から午後3時まで	和水町役場 本庁
8月21日（木）	午前10時から午後3時まで	J A たまな 玉東総合支所
8月25日（月）	午前10時から午後3時まで	玉名市天水町公民館
8月26日（火）	午前10時から午後3時まで	玉名市 横島支所
8月27日（水）	午前10時から午後3時まで	玉名市 岱明支所
8月28日（木）	午前10時から午後3時まで	玉名市役所 本庁舎
8月29日（金）	午前10時から午後3時まで	玉名市役所 本庁舎

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）6月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲 1063番2地先から	前	10.7 ～ 16.2	280.0	迂回路 の設置
		同所 1038番地先まで	後	4.0 ～ 16.2	290.5	

- 2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）6月30日

熊本県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）6月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長	備考
-------	-----	-----------	----	----

			(メートル)	
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲 1063番2地先から 同所 1038番地先まで	290.5	迂回路の 設置

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)6月30日

公 告

熊本県公告第397号
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年(2025年)6月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
宮原 豊	相良村	出水田 一夫	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字上高原58-3
新川 隆喜	相良村	出水田 一夫	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3178
川邊 邦夫	相良村	原口 典和	相良村	球磨郡相良村大字深水字渡瀬335-2
川邊 邦道	人吉市	原口 典和	相良村	球磨郡相良村大字深水字渡瀬335-3
牧山 武敏 外1名	相良村	永尾 春馬	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字八ツ田1368-1

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大塚 淳六郎	相良村	球磨郡相良村大字川辺字城平4135
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字上高原58-30
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字上高原58-39
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字上高原58-45
竹田 博	人吉市	人吉市下永野町字下天ヶ野2395ほか2筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)6月17日

熊本県公告第398号
菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区理事長齋藤秀明から令和7年(2025年)5月29日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年(2025年)6月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
令和7年(2025年)6月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第399号
菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区理事長今村達也から令和7年(2025年)5月26日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年(2025年)6月18日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定

により公告する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第400号
球磨郡錦町に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員の住所に次のとおり変更が生じた旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬			
役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	松岡 隼人	人吉市南町1番地4	人吉市西間下町185番地

熊本県公告第401号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年（2025年）6月27日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 築造者の住所 熊本市中央区九品寺三丁目15番4号
 - 2 築造者の氏名 株式会社熊本リアルティ
 - 3 道路の位置 菊池郡大津町大字新字宅地214番5及び里道の一部
 - 4 道路の幅員 5.00メートルから5.90メートルまで
 - 5 道路の延長 37.16メートル
 - 6 指定年月日 令和7年（2025年）6月10日
 - 7 指定番号 熊本県指令北景建第52号

熊本県公告第402号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年（2025年）6月27日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 築造者の住所 熊本市中央区帯山三丁目38番15号 アメニティハイツ京塚101
 - 2 築造者の氏名 株式会社グラント不動産
 - 3 道路の位置 上益城郡御船町大字木倉字堂ノ迫1320番6
 - 4 道路の幅員 4.02メートルから8.39メートルまで
 - 5 道路の延長 74.88メートル
 - 6 指定年月日 令和7年（2025年）6月13日
 - 7 指定番号 熊本県指令央土景建第28号

熊本県公告第403号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年（2025年）6月27日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 築造者の住所 宇城市松橋町古保山2351番地
 - 2 築造者の氏名 黒田 浩司
 - 3 道路の位置 宇城市小川町江頭字八ノ坪238番8
 - 4 道路の幅員 4.52メートル
 - 5 道路の延長 34.25メートル
 - 6 指定年月日 令和6年（2024年）11月22日
 - 7 指定番号 熊本県指令央土景建第83号

熊本県公告第404号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）6月27日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字三町五反2000番369
4,421.31平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第405号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により南関町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量、水準測量）	令和7年（2025年） 4月21日から 令和7年（2025年） 6月4日まで	熊本県玉名郡南関町大字 肥猪町、相谷 地内

熊本県公告第406号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（道路管理）	令和7年（2025年） 6月16日から 令和7年（2025年） 8月29日まで	八代市一部

熊本県公告第407号
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和6年度（2024年度）下期の熊本県下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 事業の概況
- (1) 概況
熊本北部流域下水道の令和6年度の流入水量は26,686,268㎥で前年度と比較すると104.3パーセント、球磨川上流流域下水道は2,756,689㎥で102.3パーセント、また八代北部流域下水道は2,538,608㎥で97.8パーセントとなっている。
なお、半導体関連産業の集積に向けて、工場排水を処理する熊本セミコン特定公共下水道を整備するため、令和7年3月に都市計画決定のうえ、下水道事業計画を策定したところである。
- (2) 流入水量の状況

	熊本北部		球磨川上流		八代北部	
	今年度(㎡)	前年同期比(%)	今年度(㎡)	前年同期比(%)	今年度(㎡)	前年同期比(%)
4月	2,193,162	106.7	218,370	103.5	215,800	103.4
5月	2,242,816	105.6	231,470	103.8	223,771	99.7
6月	2,275,991	109.0	252,340	104.7	228,132	101.6
7月	2,354,960	103.8	273,129	110.2	236,723	100.3
8月	2,240,488	107.2	253,268	102.8	209,171	96.3
9月	2,161,374	106.9	230,358	104.1	206,483	100.4
10月	2,225,596	105.4	221,905	101.8	205,095	95.9
11月	2,202,762	106.5	214,976	102.0	207,527	101.2
12月	2,252,367	103.6	222,103	100.3	207,240	96.3
1月	2,217,560	103.0	218,040	100.1	205,281	97.5
2月	2,040,760	96.2	200,101	95.8	184,973	89.2
3月	2,278,432	98.9	220,629	96.6	208,412	91.5
計	26,686,268	104.3	2,756,689	102.3	2,538,608	97.8

(3) 建設及び改良工事の状況
令和6年度（2024年度）の主な建設及び改良工事は、次のとおりである。

流域下水道名	工事等名称	工事金額（円、税込）	工期
熊本北部	熊本北部流域下水道熊本北部浄化センター水処理施設増設（最終沈殿池機械）の建設工事委託に関する協定	229,200,000	R6(2024).3.5 ～R8(2026)3.31
熊本北部	熊本北部流域下水道熊本北部浄化センター汚泥脱水設備（機械）改築更新工事委託に関する協定	311,520,000	R6(2024).3.11 ～R8(2026)3.31
球磨川上流	球磨川上流流域下水道球磨川上流浄化センター汚泥脱水機機械設備改築更新工事委託に関する協定	432,500,000	R5(2023).5.26 ～R8(2026)3.13
八代北部	八代北部流域下水道宮原污水中継ポンプ場建設工事委託（その2）に関する協定	365,500,000	R5(2023).5.29 ～R7(2025)9.30
八代北部	八代北部流域下水道八代北部浄化センター受変電設備改築更新工事委託に関する協定	316,000,000	R6(2024).3.7 ～R8(2026)3.13

(4) 職員の状況
令和6年度（2024年度）下水道事業の職員数は、次のとおりである。
（令和7年（2024年）3月31日現在）（単位：人）

区 分	職 員
損益勘定職員（人）	5
資本勘定職員（人）	7
合 計	12

(5) 条例等の制定、改廃について
なし

2 経理の状況
令和6年度（2024年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県下水道事業会計合計残高試算表

令和7年(2025年)3月31日

(単位:円)

借方		勘定科目	貸方	
残高	累計		累計	残高
	8,859,549	営業収益	1,842,187,782	1,833,328,233
		営業外収益	1,386,445,058	1,386,445,058
2,836,936,336	2,841,200,336	営業費用	4,264,000	
58,320,080	58,320,080	営業外費用		
27,614,043,626	35,963,620,023	有形固定資産	8,349,576,397	
5	2,494,004	無形固定資産	2,493,999	
172,676,310	181,535,859	投資その他資産	8,859,549	
3,297,714,717	6,296,008,747	現金預金	2,998,294,030	
4,788,556	4,959,545,129	未収金	4,954,756,573	
8,859,549	17,719,098	短期貸付金	8,859,549	
	524,060,697	企業債(期限到来1年超)	5,816,626,970	5,292,566,273
	8,859,549	長期借入金(期限到来1年超)	1,121,371,713	1,112,512,164
	676,647,641	企業債(期限到来1年内)	1,200,611,400	523,963,759
	8,859,549	長期借入金(期限到来1年内)	17,719,098	8,859,549
	248,320,417	未払金	1,597,245,661	1,348,925,244
	21,852,338	未払費用	61,918,571	40,066,233
	4,783,000	賞与引当金	9,467,000	4,684,000
	2,101,780	預り保証金	4,244,120	2,142,340
	1,485,573,121	長期前受金	26,537,419,084	25,051,845,963
6,025,044,043	6,025,044,043	長期前受金収益化累計額		
		固有資本金	603,804,332	603,804,332
		資本剰余金	2,501,219,223	2,501,219,223
		利益剰余金	308,020,851	308,020,851
40,018,383,222	59,335,404,960	合計	59,335,404,960	40,018,383,222

3 令和7年度(2025年度)経営方針

「熊本県流域下水道事業経営戦略」(令和3年(2021年)3月策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

改築更新工事等においては、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な施設の更新を行っていく。

また、半導体産業の更なる集積に伴う社会資本整備に取り組む。

4 令和7年度(2025年度)予算の概要

令和7年度(2025年度)予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

下水道事業収益 3,450,684,000円

(内訳)

営業収益 2,111,287,000円

営業外収益 1,339,397,000円

下水道事業費用 3,301,686,000円

(内訳)

営業費用 3,216,674,000円

営業外費用 85,012,000円

差引純利益 148,998,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入 3,204,165,000円

(内訳)

企業債 760,201,000円

他会計借入金 26,803,000円

補助金 1,736,100,000円

負担金 672,200,000円

長期貸付金償還金 8,861,000円

資本的支出 3,675,126,000円

(内訳)

建設改良費 3,150,096,000円

企業債償還金516,169,000円

他会計借入金償還金8,861,000円

登載依頼

公告
環境影響評価法（平成9年法律第81号）第21条第2項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の15の規定により作成した環境影響評価書（以下、「評価書」という。）について、電気事業法第46条の19の規定により読み替えて適用される環境影響評価法第27条の規定により、次のとおり公告し、評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。
令和7年6月27日

- 山都太陽光発電所合同会社 職務執行者 田原 佳代子
- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称：山都太陽光発電所合同会社
- (2) 代表者の氏名：職務執行者 田原 佳代子
- (3) 主たる事務所の所在地：熊本県熊本市中央区中央街4番10
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称：アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業
- (2) 種類：太陽電池発電所
- (3) 規模：出力90MW（交流）
- 3 対象事業が実施されるべき区域
- 熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所
- 4 関係地域の範囲
- 熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所
- 5 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 場所
- ア 熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
- イ 山都町役場（2階企画政策課）
- ウ 山都町役場清和支所
- エ 山都町役場蘇陽支所
- (2) 期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで
- （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）
- (4) 電子縦覧 <http://agrihillis.jp/>
- 6 問い合わせ先
- 〒860-0802
- 熊本県熊本市中央区中央街4番10
- 山都太陽光発電所合同会社 企画・業務担当
- （担当）志賀 弘司、日隈 邦夫
- 電話 096-201-7780 9時00分から17時00分まで
- （土日・祝日を除く）

熊本県警察本部告示第11号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年（2025年）6月27日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
- 交通流監視テレビシステム装置の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格
- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
- 熊本県出納局管理調達課管理班

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)7月9日(水)午後5時までとする。ただし、
受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に
間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第56号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)6月27日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
交通流監視テレビシステム装置の保守を含む賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
交通流監視テレビシステム装置 一式
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係(熊本県庁警察棟8階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借入物品の規格、品質等
交通流監視テレビシステム装置の保守を含む賃貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和13年(2031年)2月28日(金)まで
- (7) 借入期間
令和8年(2026年)3月1日(日)から令和13年(2031年)2月28日(金)まで
- (8) 納入期限
令和8年(2026年)2月27日(金)まで
- (9) 納入場所
仕様書のとおり。
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託等契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
 また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付ける。
 ア 3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）7月9日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 (3) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和7年（2025年）7月16日（水）午後5時までに1(3)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(3)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(3)に係る機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 2(6)に係る役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより、提出すること。ただし、

(1) アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

- (1) アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)8月6日(水)午後3時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)8月6日(水)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)8月19日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)8月18日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年(2025年)8月19日(火)午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)8月18日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係

電話番号 096-381-0110（内線5234）

ファックス番号 096-383-3717

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

A set of Industrial Television System for the Traffic Control Center

(2) Date and Place for tender

Date: 10:00 am, August 19 2025

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Traffic Management and Control Division

Kumamoto Prefectural Police Headquarters

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(5234)

(4) Other

Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県道路公社公告第1号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和7年(2025年)6月27日

熊本県道路公社 理事長 宮島 哲哉

1 工事概要

- (1) 工事番号 松有道R07一工01号
- (2) 工事名 道路情報板改修工事
- (3) 工事場所 上天草市松島町地内
- (4) 工事概要 道路情報表示装置 設置・撤去工 2基
道路情報表示制御装置改造 1式
- (5) 工期 令和8年(2026年)2月27日まで(余裕期間30日間を含む)
- (6) 予定価格 55,106,700円(入札書比較価格50,097,000円)
- (7) 総合評価の型式 【簡易型Ⅱ】
- (8) 総合評価方式

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。

(9) 資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に定める対象建設工事である。

(10) VE方式対象工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

(11) 週休2日試行工事

本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。

受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかったこの協議が行われなかった場合には、週休2日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

(12) 特例監理技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任(監理)技術者等及び現場代理人の取扱いについて(平成15年2月27日付け土木部長通知、最終改正 令和7年3月27日)」に記載されている要件を満たさなければならない。

(13) 余裕期間

この工事は、余裕期間30日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事の始期を選定する「任意着手方式」としている。

2 入札方式等

(1) 書面による入札

この入札は、5(2)の場所及び日時で行う書面入札である。

(2) 工事費内訳書

入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書が未提出である等不備がある場合は、入札を無効とする。

(3) 事後審査型入札

この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。指定期日までに競争参加資格確認申請書の提出がない者は、入札に参加できないものとし、落札決定しない。

(4) 低入札価格調査

この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。

(5) 事後審査型一般競争入札公告共通事項書(以下「共通事項書」という。)

その他の事項については、共通事項書に示すとおりとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
共通事項書第3に定める条件を満たす者で、さらに競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類		電気通信工事	
格付等級又は経営事項審査の総合評定値		電気通信工事の総合評定値が700点以上。 ただし、平成17年熊本県告示第380号による特例措置を受けている者については加算後の総合評定値。	
営業所の所在地		九州地域内に営業所を有すること。	
施工実績に関する事項		平成23年度（2011年度）以降、元請けとして国内において完成した公共工事の電気通信工事で、道路情報表示設備の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）	
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。		
	施工経験	平成23年度（2011年度）以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。	
	資格等	電気通信工事に關し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（主任技術者となる資格を有する者）又は電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（監理技術者となる資格を有する者）。 ただし、下請代金の合計額が5,000万円以上となる場合は、電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。	
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上）にある者。	
経営事項審査の有効期間		上記建設工事の種類について、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。 ※経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7カ月間。	
設計業務等の受託者との関連		次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名 株式会社 ニュージェック 本店所在地 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番20号	

4 総合評価に関する事項
(1) 総合評価の方法
ア 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点及び施工体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点）}}{\text{入札価格}}$$

イ 技術評価における評価項目と評価基準及び得点配分は、別添「評価に関する基準（自己採点表）」のとおりとする。
(2) 施工体制の審査（ヒアリングの実施）
施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（令和4年熊本県告示第286号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に定める低入札

価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

① 施工体制に係る審査方法の通知

- ・期日 開札の日に対象者に通知する。
- ・方法 ヒアリングを行う場合は、対象者に審査方法等を通知する。

② ヒアリングのための追加資料の提出

- ・期間 ①の通知の日の翌日から4日間（休日等を含む。ただし、最終日が休日等の場合は、その翌日。）
- ・方法 追加資料の提出を求めた場合は、5（3）の入札・契約担当課に持参又は郵送すること。

③ 施工体制確認のためのヒアリング

- ・期日 別途通知
- ・方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、5（3）の入札・契約担当課に来所し説明を行うこと。説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

5 入札手続き

(1) 提出書類

- ア 競争参加資格確認 申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
- ①別記様式1 競争参加資格確認申請書
：共通事項書第4の（1）参照
- ② 経営規模等評価結果通知書兼総合評価値通知書の写し
：共通事項書第4の（2）参照
- ③別記様式2 同種工事の施工実績調書及び添付資料
：共通事項書第4の（3）参照
※3で施工実績を求めている場合は提出不要
- ④別記様式3－1 配置予定技術者の資格及び施工経験調書並びに添付資料
：共通事項書第4の（4）参照
- ⑤別記様式3－2 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項
：共通事項書第4の（4）参照
※特例監理技術者の配置を認める場合
- ⑥別記様式4 配置予定技術者の他工事の従事状況等調書及び添付資料
：共通事項書第4の（5）参照
※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合に提出
- ⑦別記様式5 役員及び株主（出資者）調書
：共通事項書第4の（6）参照
- イ 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。
- ① 事前登録認定通知書の写し（土木一式工事で県内企業の場合）
：共通事項書第5の1参照
- ②別記様式6 技術申請書、及び添付資料
：共通事項書第5の1の（1）参照
- ③ 評価に関する基準（自己採点表）
：共通事項書第5の1の（2）参照
- ④別記様式7－1 施工計画書（基本型Ⅰの場合）
：共通事項書第5の1の（3）参照
- ⑤別記様式7－2 施工計画書（基本型Ⅱの場合）
：共通事項書第5の1の（3）参照
- ⑥別記様式8－1 企業の評価に係る確認資料整理表及び確認資料
：共通事項書第5の1の（4）参照
- ⑦別記様式8－2 配置予定技術者の評価に関する事項及び確認資料
：共通事項書第5の1の（5）参照
- ウ 入札書の提出時に併せて次に掲げる書類を提出すること。
- ① 工事費内訳書
：共通事項書第12参照
- ※ 競争参加資格申請書及び技術申請書に添付する書類が同一であっても、それぞれ申請書ごとに添付して提出すること

(2) 入札日程及び書類提出方法

入 札 手 続 等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書 の閲覧及 び配付	入札公告した日から 令和7年（2025年）7月22日（火）まで	（3）の技術担当 課。熊本県道路公社 のホームページに掲 載する。

質問書の提出	入札公告した日の翌日から 令和7年(2025年)7月14日(月)まで	(3)の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
競争参加資格確認申請書等の提出	入札公告した日の翌日から 令和7年(2025年)7月22日(火)まで	(3)の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から 令和7年(2025年)7月22日(火)まで	(3)の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
入札及び開札の場所	熊本市南区城南町舞原字東194番地 一般財団法人 熊本県建設技術センター 大研修室	持参による。
入札及び開札の日時	令和7年(2025年)7月23日(水) 午前10時00分	
落札者決定通知	令和7年(2025年)7月31日(木)(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和7年(2025年)8月7日(木)(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和7年(2025年)8月21日(木)(予定)	書面による。
競争参加資格がないと認めた理由、落札者とならなかった理由の説明要求の期限	落札者決定通知の翌日から起算して5日以内 (休日等を除く)	(3)の入札・契約担当課へ持参すること。
上記要求に対する回答	上記要求の期限の最終日の翌日から起算して7日以内(休日等を除く)	書面による。

(3) 入札等担当課

区 分	担当課	電話番号等	住 所
入札・契約担当	総務課	T E L 0 9 6 4 - 2 8 - 3 3 1 0 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 4 8 8 4	〒861-4214 熊本市南区城南町舞原 字東194番地(一般 財団法人 熊本県建設 技術センター内)
技術担当 監督担当	有料道路課	T E L 0 9 6 4 - 2 7 - 6 0 1 1 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 6 0 2 2	同 上

(別添) 評価に関する基準(自己採点表)

【通常工事】

松有道路R7-工01号 道路情報板改修工事

様式10(令和7年6月1日以降適用) 評価に関する基準(簡易型Ⅱ)(県外(単独))

評価項目			評価内容	評価基準	配点	自己採点 (応札者)	得点
企業の評価	同種工事の施工実績	国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※3)に元請けとして完成した「道路情報板工事(※4)」の施工実績 (評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	/	2.0点	
	当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去5年間(※6)に元請けとして完成した「電気通信工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74～82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点～2.70点 0.0点			
	優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で令和2年度(2020年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	/	1.0点	
	地域精進度	建設業法上の主たる営業所の所在地	熊本県内 上記に該当しない	1.0点 0.0点			
	地域貢献度	熊本県内における過去2年間(※10)の災害支援活動の実績、又は過去2年間(※10)の社会貢献活動の実績	災害支援活動の実績、又は単独での社会貢献活動の実績あり 団体での社会貢献活動の実績あり 双方の活動の実績なし	1.0点 0.5点 0.0点	/	3.0点	
		熊本県内における工場又は事業所(正社員20人以上)又は主たる営業所の有無	工場有り又は事業所(正社員20人以上)有り又は主たる営業所有り 上記に該当しない	1.0点 0.0点			
		全ての1次下請が県内企業(※12)、又は県内企業による全て自社施工	全ての1次下請が県内企業、又は県内企業による全て自社施工 上記に該当しない	1.0点 0.0点			
		小計(企業実績等)					
	補正率	10点/小計点				/	10.00点
	補正後の得点(企業実績等)	加算点×補正率＝(小数第3位を四捨五入)				/	10.00点
働き方改革への取り組み	本工事で週休2日を実施する	現場閉所型の4週8休(※13)を実施する 上記に該当しない	1.0点 0.0点	/	1.0点		
小計(企業)					/	11.00点	
配置予定技術者の評価	配置予定技術者の資格	「1級電気通信工事施工管理技士、又は技術士(電気電子部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価	指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得	2.0点 1.0点 0.0点	/	2.0点	
	優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で令和2年度(2020年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点			
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験	国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※3)に元請けとして完成した「道路情報板工事(※4)」の施工経験 (評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	/	2.0点	
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、令和2年度(2020年度)以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「電気通信工事」の工事成績評定点(※15) (評価する工事は、1件とする。)	83点以上 74～82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点～2.70点 0.0点			
	継続教育の取得状況	過去2年間(※16)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上 10～19ユニット(単位) 0～9ユニット(単位)	1.0点 0.5点 0.0点	/	1.0点	
	若手技術者の追加配置	当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外の追加配置(ただし、40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※17)に限る。))	現場代理人として配置する 全工程に従事する担当技術者として配置する 配置しない	1.0点 0.5点 0.0点			
	小計(技術者)					/	10.00点
	補正率	10点/小計点				/	10/10
	補正後の得点(技術者)	加算点×補正率＝(小数第3位を四捨五入)				/	10.00点
	合 計						/
語句の定義							
(※1) 国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。 (※2) 熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。 (※3) 平成27年度(2015年度)以降：平成27年(2015年)4月1日から入札公告日までの間。 (※4) 道路情報板工事：請負額2,500万円以上の電気通信工事で施工した道路情報表示設備の新設又は更新工事。 (※5) 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部。 (※6) 過去5年間：令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。 (※7) 「電気通信工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。 (※8) 令和2年度(2020年度)以降：令和2年(2020年)4月1日から入札公告日までの間。 (※9) 同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。 (※10) 過去2年間：令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。 (※11) 県産資材：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。 (※12) 県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。 (※13) 現場閉所型の4週8休：現場閉所率28.6%以上 (※14) ICT活用工事(○IT)：熊本県土木部ICT活用工事(○IT)試行要領による。 (※15) 「電気通信工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額2,500万円以上の工事。 (※16) 過去2年間：令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。 (※17) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。							
施工体制評価	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点	/	15.0点		
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0点				
		その他	0.0点				
	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点	/	15.0点		
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0点				
その他		0.0点					
小計(施工体制)				/	30.00点		
施工体制評価点				/	30.00点		

※工事成績評定点に係る配点表

工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)
83点以上	3.00点	3.00点
82点	2.70点	2.70点
81点	2.40点	2.40点
80点	2.10点	2.10点
79点	1.80点	1.80点
78点	1.50点	1.50点
77点	1.20点	1.20点
76点	0.90点	0.90点
75点	0.60点	0.60点
74点	0.30点	0.30点
73点以下	0.00点	0.00点

※配点は(満点×(工事成績評定点-73点)÷10)に計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位を止めとする。

熊本県環境審議会公告第2号

第1回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和7年(2025年)6月27日

熊本県環境基本指針・計画検討委員会委員長 高宮 正之

- 1 開催日時
令和7年(2025年)7月8日(火) 午後2時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
第七次熊本県環境基本計画の骨子案について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、熊本県環境審議会事務局の許可を得た上で会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午後2時15分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 8 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)
(電話096-333-2266)

熊本県環境審議会公告第3号

第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和7年(2025年)6月27日

熊本県環境審議会会長 岡本 智伸

- 1 開催日時
令和7年(2025年)7月4日(金) 午前10時から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
(1) 第6期熊本県廃棄物処理計画の策定方針及びスケジュールについて
(2) 熊本県の一般廃棄物・産業廃棄物の現状及び課題について
(3) 熊本版サーキュラーエコノミー(循環経済)移行に向けた将来の姿(案)について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該委員会の会場において、事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県廃棄物処理計画検討委員会事務局(熊本県環境生活部環境局循環社会推進課)
(電話096-333-2277)